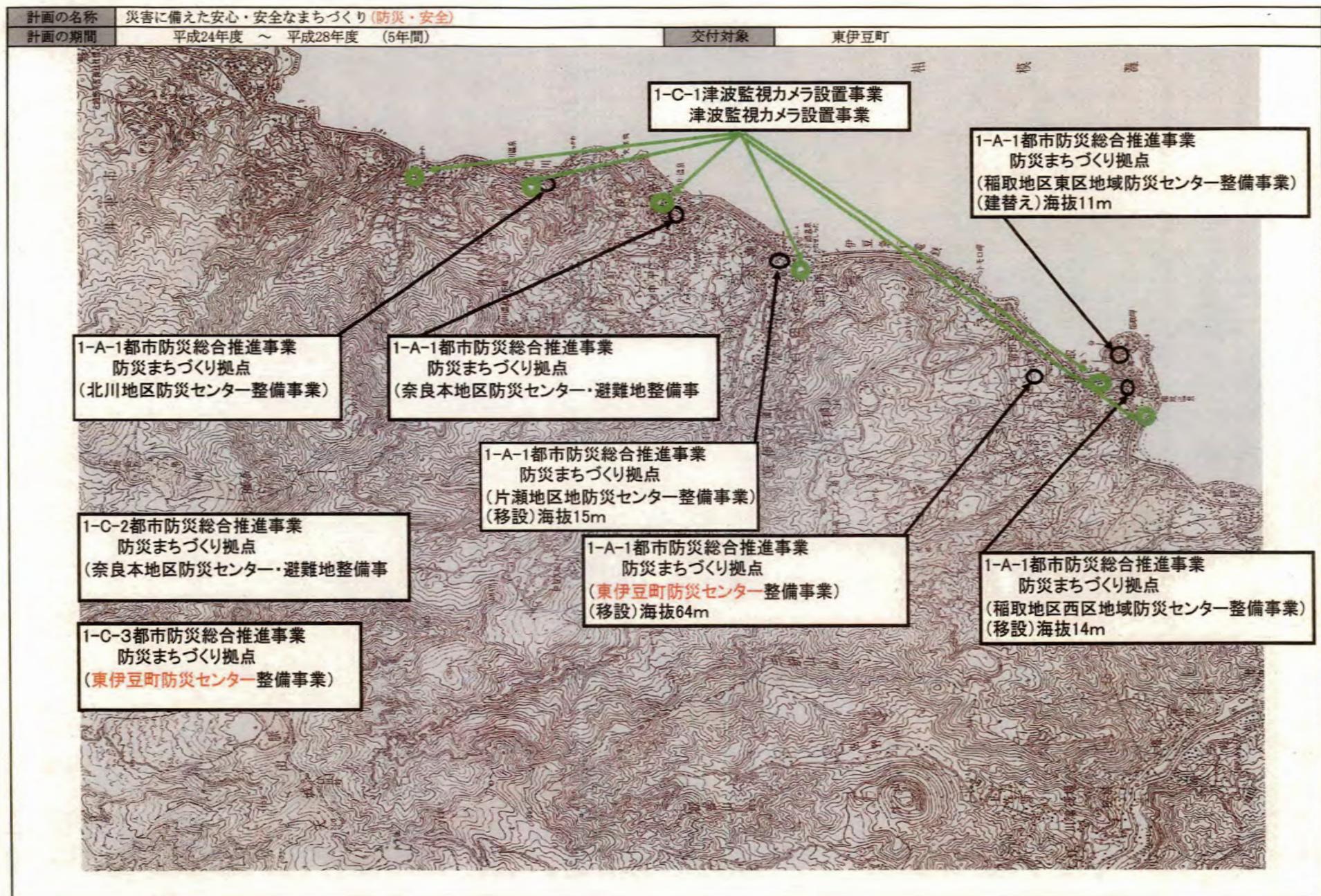


社会資本総合整備計画（第2回変更）

平成26年3月20日

(参考図面) 防災まちづくり拠点



社会資本整備総合交付金チェックシート (汎用タイプ)

計画の名称：災害に備えた安心・安全なまちづくり(防災・安全)

事業主体名：東伊豆町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①上位計画等との整合性	✓
②地域の課題への対応(地域の課題と整備計画の目標の整合性)	✓
II. 計画の効果・効率性	
①整備計画の目標と定量的指標の整合性	✓
②定量的指標の明瞭性	✓
③目標と事業内容の整合性	✓
④事業の効果(要素事業の相乗効果等)の見込みの妥当性	✓
III. 計画の実現可能性	
①円滑な事業執行の環境(事業熟度、住民等の合意形成等を踏まえた事業実施の確実性)	✓
②地元の機運(住民、民間等の活動・関連事業との連携等による事業効果発現の確実性)	✓

都市防災事業計画(第1回変更)
(第2回変更)

静岡県東伊豆町

平成24年3月21日
平成25年2月26日
平成26年3月20日

上段:変更前[当初・第1回変更](黒字)
下段:変更後[第2回変更](赤字)

(様式1)整備方針等
整備方針等

【防災まちづくりの現状及び課題】

東伊豆町は、伊豆半島東海岸の中央に位置し、地形は、丘陵地により6つの地域が形成され、海に面して平地が点在し、川沿いの平地や、丘陵斜面に沿って住宅地があり、鉄道の伊豆急行と、国道135号が海岸沿いを通りています。

天山系の山々と相模灘に囲まれた風光明媚な豊かな自然と、湧出量が豊富な温泉を活用した観光産業を中心に農業、漁業など活力あるまちである。

当町における防災まちづくりは、関東大震災による津波被害を教訓に防波堤の建設などの津波対策をはじめ、昭和51年の東海地震説、昭和53年の伊豆大島近海地震による大きな地震被害を踏まえ、同年には、町内会を中心とした自主防災組織の結成、町有公共施設の耐震化、個人住宅の耐震補強への補助、年2回の大規模な防災訓練や津波避難訓練をはじめ、地域、学校、事業所などにおける防災講座、防災教育の実施など、当町の地形等を考慮し地域が寸断されることを想定し、地域における自主防災組織を中心とした防災体制の整備など、徹底した防災対策を行ってきました。

しかしながら、今回の東日本大震災による想定を上回る津波は、これまでの大規模地震災害における津波の概念を大きく変えるものであり、住民の命を守るために、更なる地震防災対策、大規模地震等による地域の孤立化や津波対策のための耐震性が確保された強固な地域の防災拠点（避難所等）などの早期整備や、更なる防災教育の充実が求められています。

【整備方針】

今回の東日本大震災をうけ、国の中防災会議で検討されている内容を踏まえ、今後当町に大きな被害をもたらすとされている東海、東南海、南海地震の3連動地震や、相模灘を震源とする地震、首都直下型地震などの地震災害に対し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定した、これまで以上の防災対策を推進するとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく事業を積極的に取り入れ、大災害から尊い命を守り、住民が安心して安全に暮らせるよう、今後の防災対策の基本方針を定め、「災害に備えた安心・安全なまちづくり」に取り組んでいきます。

- 基本方針 1. 住民の生命、財産を守る。 2. 「自助」「共助」による地域防災力の強化 3. 多様な情報伝達網の確保
4. 行政と地域が連携した防災体制の強化 5. 行政機能の確保

緊急性の高い津波対策（津波避難施設整備、津波避難誘導施設等）の整備を進めるとともに、浸水域から重点防災拠点施設の移設等を含む再整備など、「減災」のための防災知識の習得に必要な情報提供、防災教育の推進、防災講座の開催などソフト対策を、自主防災組織をはじめ、住民、町内事業所等に対し、積極的に取り組んでいきます。

(様式2)計画事業一覧

計画事業一覧

都道府県名	静岡県	市町村名	東伊豆町	計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 28 年度		
担当部局名	総務 防災対策	部(局) 課 係	担当者 (副)	(正) 係長 竹内 茂 (副) 主査 鳥澤 誠 (副)	TEL FAX e-mail	0557-95-6302 (内線) 0557-95-0122 soumu@town.higashiizu.shizuoka.jp	

【都市防災総合推進事業】

事業区分		事業 主体	事業地区名	地区面積 (ha)	都市防災総合推進事業 における事業期間		国費率	交付対象事業費(予定)額	
					開始年度	終了年度		(参考)事業費	(参考)国費
地区公共 施設等整備	地区公共 防災まちづくり拠点 (直接)	東伊豆町	奈良本地区(熱川地区)	220	25	28	1/2	83.00	41.50
			北川地区	330	24	24		98.72	49.36
			片瀬地区	663	24	25		199.88 192.74	99.94 96.37
			奈良本地区(熱川地区)	220	25	28		137.00	68.50
			稻取地区(田町・西区・東区)	910	25	28		600.00	300.00
合計								1,118.60 1,111.46	559.30 555.73

注) 準助事業費について百万円単位。

注) 該当のないメニューについては行を削除する等して、なるべく一枚に収まるよう作成してください。

注) 複合施設整備については、設計完了前に補助対象範囲を協議すること。

(様式3) 関連事業【都市防災上の課題解決に関する事業】

事業区分	事業主体	事業地区名	規模	総事業費 (国費ベース)	事業期間		事業実施状況
			(面積、延長、幅員等)		開始年度	終了年度	
その他 (単独事業等)	東伊豆町	東伊豆町内	防災無線等管理事業	7	26	26	行政無線等の管理
							毎年継続実施
その他 (単独事業等)	東伊豆町	東伊豆町内	自主防災組織育成事業	1	26	26	自主防災組織活動推進
							毎年継続実施
その他 (単独事業等)	東伊豆町	東伊豆町内	防災資機材整備事業	3	26	26	防災倉庫(プレハブ物置タイプ) の整備等 毎年実施
その他 (単独事業等)	東伊豆町	東伊豆町内	住民防災対策事業	1	26	26	住民に対する防災講座の開催 毎年継続実施
その他 (単独事業等)	東伊豆町	東伊豆町内	防災訓練推進事業	2	26	26	職員参集訓練、住民参加の津波避 難訓練等を実施 毎年継続実施
その他 (単独事業等)	東伊豆町	東伊豆町内	防災無線等整備事業 (デジタル化)	298 (29)	24	25	防災行政無線(移動系)中継局・ 子局のデジタル化を実施予定(県 と共同利用・整備)
その他 (単独事業等)	東伊豆町	東伊豆町内	耐震防火貯水槽整備事業	322	23	27	地震災害時に応じた耐震貯水槽 の整備を予定
その他 (単独事業等)	東伊豆町	東伊豆町内	総合監理施設整備事業	500	25	27	津波浸水想定区域内及び液状化に よる災害対策本部機能喪失に備え た危機管理総合監理施設の建設
その他 (単独事業等)	東伊豆町	東伊豆町内	消防防災施設整備事業	6	25	27	広域避難場所への備蓄倉庫の整備

注) 補助事業については百万円単位。

注) 地域防災計画、地震対策緊急五箇年計画等を参照し、関連部局と調整の上作成すること。

(様式4)年度別事業計画1【参考】

[上段:当初(変更前)、下段:変更後]【百万円単位】

事業区分		事業主体	事業地区名	整備内容	重点密集市街地	国費率	交付対象事業費(予定)額【国費ベース】							
地区公共施設等整備 防災まちづくり拠点 (直接)	地区公共						平成23年度以前	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度以降	計
	東伊豆町	奈良本地区(熱川)	防災公園 N=1箇所		1/2		1.50		40.00		0.00		41.50	
		北川地区	防災まちづくり拠点 N=1棟		1/2		49.36						49.36	
		片瀬地区	防災まちづくり拠点 N=1棟				99.94 96.37						99.94 96.37	
		奈良本地区(熱川)	防災まちづくり拠点 N=1棟				7.00		61.50				68.50	
		稲取地区(田町)	防災まちづくり拠点 N=1棟				7.00			93.00	100.00		200.00	
		稲取地区(西区)	防災まちづくり拠点 N=1棟							5.00	45.00		50.00	
		稲取地区(東区)	防災まちづくり拠点 N=1棟							5.00	45.00		50.00	
合計							164.80 96.37			101.50	103.00	190.00		559.30 96.37

(様式5)年度別事業計画【参考】

○補助額の内訳

[上段:当初(変更前)、下段:変更後]【百万円単位】

事業地区名	整備内容	整備の内訳	国費率	平成23年度以前	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度以降	計	
奈良本地区(熟川)	地区公共(公園) N=1箇所	用地以外	1/2		1.50		40.00				41.50	
北川地区	防災まちづくり拠点 N=1棟	用地以外			49.36						49.36	
片瀬地区	防災まちづくり拠点 N=1棟	用地以外			99.96						99.96	
奈良本地区(熟川)	防災まちづくり拠点 N=1棟	用地以外			96.37						96.37	
稻取地区(田町)	防災まちづくり拠点 N=1棟	用地以外			7.00		61.50				68.50	
稻取地区(西区)	防災まちづくり拠点 N=1箇所	用地以外			7.00			93.00	100.00		200.00	
稻取地区(東区)	防災まちづくり拠点 N=1箇所	用地以外						5.00	45.00		50.00	
			合計		164.82			101.50	103.00	190.00		559.32
					96.37							96.37

(様式6) 現況図 等

地区名	静岡県東伊豆町	面積	A=77.83km ²	区域	東伊豆町全域
					

(様式6) 現況図 等

地区名	稲取地区・奈良本地区・北川地区・片瀬地区 (静岡県東伊豆町)	面積	北川地区A=330ha 片瀬地区A=663ha 奈良本地区A=993ha 稲取地区A=910ha	区域	東伊豆町全域
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>北川地区</p> <p>奈良本地</p> <p>片瀬地</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>稲取地区</p> <p>東伊豆町役場</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>伊東市</p> <p>1-A-1都市防災総合推進事業 防災まちづくり拠点 (北川地区防災センター整備事業) (建替え) 海抜20m</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1-A-1都市防災総合推進事業 防災まちづくり拠点 (奈良本地区防災センター・避難地整備事</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1-A-1都市防災総合推進事業 地公共(防災公園) (奈良本地区防災センター・避難地整備事</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1-A-1都市防災総合推進事業 防災まちづくり拠点 (東伊豆町防災センター整備事業) (移設) 海抜64m</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1-A-1都市防災総合推進事業 防災まちづくり拠点 (稲取地区東区地域防災センター整備事業) (建替え) 海抜11m</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1-A-1都市防災総合推進事業 防災まちづくり拠点 (稲取地区西区地域防災センター整備事</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>伊豆市</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>河津町</p> </div> </div>					

東伊豆町地域防災計画

平成25年度版

(平成26年1月修正)

一般対策編

第7節 避難救出計画

1 主 旨

この計画は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難及び生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出するために必要な措置を定めるとともに、災害救助法に基づいて行う実施事項を明確にすることを目的とする。

2 避 難

町長は、火災、山崩れ、津波河川の氾濫等により、住民に危険が切迫していると認められたときは、危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの勧告、又は指示をするものとする。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。町長のほか、警察官、海上保安官、知事、水防管理者、自衛官も災害対策基本法、警察官職務執行法、地すべり等防止法、水防法、自衛隊法の規定に基づき避難の勧告又は指示等を行うことができる。

(1) 避難の勧告及び指示の周知徹底

町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。その際、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

ア 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨

イ 避難準備情報、避難の勧告・指示が出された地域名

ウ 避難所（所在地、名称、受入人員）

エ 避難経路及び誘導方法

(2) 避難誘導

避難に当たっては、自主防災組織等による避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど災害時要援護者に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

(3) 安否確認

安否確認の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

(4) 災害時要援護者の避難支援

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者の避難支援計画に基づき、支援に努めるものとする。

(5) 避難所の安全管理

ア 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には町の職員を配置する。

イ 避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断

したときは速やかに、適切な措置を講ずる。

- エ 災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- オ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。
- カ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。
- ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(6) 避難所の場所等

東伊豆町の避難所等は（資料編10-1・2）のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなつた場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、平素より調達可能数を把握確認しておく。さらに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(7) 福祉避難所、2次的避難所

町は、災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。また、町は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時支援者への支援に当たる人材の確保に努める。

なお、大規模な災害により多数の町民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、町は災害時要援護者を受け入れるため、町内旅館、ホテル等の宿泊施設を避難所として確保するよう努めるものとする。この避難所は町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を來すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。

ア 避難所は町内旅館、ホテル等の2次的避難所である。

イ 避難所として使用する土地建物は、講師の区別なく使用前に管理者（所有者）に協議し使用承諾を得るものとする。また避難所の設備備品等（水道、ガス、電気、電話）についても同様とする。

(8) 避難場所の早期解消

県及び町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

第7節 危険予想地域における災害の予防

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び東海地震が発生した場合の生活を確保するための措置を行う。

第1 避難計画の策定

1 要避難地区の指定

町長は、「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度から判断し、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

2 避難対象地区の指定

町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、津波及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

3 避難地、避難路の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

ア 避難対象地区住民の避難のため、避難地を指定する。

イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。

ウ 突発地震発生時における緊急避難者用に避難施設等を指定する。

4 避難施設の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難施設の指定を検討する。

ア 避難対象（津波危険予想地域）地区住民の避難のため避難施設を指定する。

イ 避難施設の対象は、東伊豆町建築士会及び業界に要請し耐震診断を行い、指定基準を満たす施設をその対象とする。

ウ 避難施設は、公的な建物を優先するが、民有施設もその対象として検討する。

5 避難生活マニュアルの策定

町は、地震の被害により町民が避難した場合を想定し、避難所におけるマニュアルを策定する。

地震対策編

第3編 地震防災施設緊急整備計画

第2章 地震対策緊急整備事業計画

第2節 避難施設の整備

地震時に町民の生命の安全確保のため、町民を被災地から安全な避難地へ避難させることは重要である。ここでは、避難地の地震に対する安全性向上と避難地まで避難するための不燃化等の安全性を行う。

第1 避難地・避難路の整備

1 避難地の整備

(1) 事業の目的

避難地について避難困難地区の解消、受入能力の増強等避難危険の解消を図る。

(2) 整備水準

津波危険区域等地震災害のおそれが高い地区は避難路を設けるなど整備促進を図る。

2 避難路の準備

(1) 事業の目的

避難路について避難時間の短縮、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

(2) 整備水準

津波危険区域等地震災害のおそれが高い地区は避難路を設けるなど整備促進を図る。

第2 避難計画の策定

避難地・避難路の整備に合わせ、現有の施設能力を生かした避難計画に緊急に策定し、第1節避難地・避難路の整備が進むとともに、その時点での実状にあった避難計画に更新していくものとする。

第4編 地震防災応急対策

第1章 防災関係機関等の活動

【警戒宣言発令時】

第1 地震災害警戒本部の設置

町長は、警戒宣言が発せられたときは、役場庁舎4階大会議室に東伊豆町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

ただし、津波浸水被害等により庁舎が使用できないことを想定し、警戒本部の代替え施設をあらかじめ定めておくものとする。

第5編 地震災害応急対策

第1章 防災関係機関の活動

第1節 東伊豆町

1 災害対策本部の設置

(1) 町長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、役場庁舎

4階大会議室に東伊豆町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

ただし、津波浸水被害等により庁舎が使用できないことを想定し、対策本部の代替え施設をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

資料10-1 広域避難地

(一般対策編: 39頁)

名 称	敷地面積 (m ²)	有効面積 (m ²)	予想集中人口		所在地	現 在 の 土地利用
			昼間(人)	夜間(人)		
稻取中学校	8,946		568	870	稻取 1873	運動場
稻取小学校	11,510		377	440	稻取 614-1	運動場
稻取高等学校	9,160		91	150	稻取 3012-2	運動場
旧双葉幼稚園	982		202	335	白田 373-1	公 園
熱川小学校	11,079		300	500	奈良本 771-1	運動場
熱川中学校	15,792		100	200	奈良本 1296-3	運動場
大川小学校	1,641		28	55	大川 312	運動場
北川文化会館	1100		50	80	奈良本 1011	広 場
片瀬中之瀬公園	2,127		160	270	片瀬 584-1	公 園
(仮称) 熱川防災公園	2,900		防災まちづくり拠点 整備予定箇所		奈良本 1271-225	公 園

※上記表中、防災まちづくり拠点と表記している箇所については、今後、整備予定の個所である。

実際に使用可能な面積(有効面積)

学校施設の面積については、教育委員会事務局の施設台帳(公立学校施設等の総括表)より抜粋。

テントによる避難の場合の受入れ可能人数算定基準(県地域防災計画 資料編P332参考)

2間(3.6m)×3間(5.4m)≈20 m²の場合 1張=30 m²で算出(通路等の共有スペース含む)

テント内の収容可能人数算出基準 1人=3 m²で算出

ビニールシート及び寝袋使用の場合は1人=2 m²で算出